

## 事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation and Debt Management

# Newsletter

〈2021年8月号〉

### 目次

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

#### 1 | マレーシアの再建型手続



#### 2 | 破産申立代理人の財産散逸防止義務について



#### 3 | 連載コラム:コロナ禍での倒産案件の動向①—民事再生編



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## マレーシアの再建型手続

丸山 貴之  
Takayuki Maruyama  
PROFILEはこちら

マレーシアの2016年会社法(Companies Act 2016)では、会社の再建手続として、

- ① スキーム・オブ・アレンジメント(Scheme of Arrangement. 以下「SOA」といいます。)
- ② 会社任意整理手続(Corporate Voluntary Arrangement. 以下「CVA」といいます。)
- ③ 更生管財手続(Judicial Management. 以下「JM」といいます。)

の3つが用意されています。

本稿では、これら3つの再建手続についてご説明いたします。

### 1. スキーム・オブ・アレンジメント (Scheme of Arrangement)

#### (1) 概要

SOAは、債務者たる会社が、計画を策定し、裁判所の関与のもと、集会において債権者及び株主の承認を得て、計画を遂行するものです。SOAは、必ずしも窮境にある会社のみが利用するものではなく、会社の組織再編等のためにも利用されますが、過大な債務を負担する会社が再建計画を策定し、債務を整理するために利用することもあります。SOAにおいては、会社の経営陣は、事業経営権限を維持したまま、手続を進めることができます。

#### (2) 手続

##### ① 申立て

SOAでは、会社又は債権者が、裁判所に対し、再建計画案承認のための債権者及び株主の集会の招集の許可を申し立てます。

##### ② 制限命令

CVA(下記2参照)やJM(下記3参照)と異なり、SOAでは、自動的にモラトリアムの効果が発生するのではなく、債権者の権利行使を制限するためには、SOAの申立人は、裁判所に対し、制限命令(restraining order)を申し立てることが必要です。裁判所は、再建計画を成立させるのに制限命令が必要と認められること、会社の財産状況を示す書面が提出されること等の要件を充足する場合に、制限命令を発令します。

制限命令が発令されると、債権者は裁判所の許可なしに会社に対し権利行使することが禁止されます。また、会社は、通常の業務の範囲外において、裁判所の許可なしに資産を譲渡し、新たな資産を取得することが禁止されます。

この制限命令の期間は3か月までですが、上記の制限命令発令の要件を充足する場合には、会社の申立てにより、裁判所は、9か月まで、その期間を延長することができます。

##### ③ 債権者集会、株主集会による承認

裁判所が集会の招集の許可を発令すると、債権者及び株主の集会が開催されます。債権者集会はクラスごとに行われ、無担保債権者と担保付債権者とは区別されます。

集会では会社が作成した再建計画案につき決議がなされます。再建計画案の承認のためには、債権者集会では、出席し

議決権を行使した債権者の債権額の75%以上の賛成が、株主の集会では、出席し議決権を行使した株主の75%以上の賛成が必要とされます。

#### ④ 裁判所の認可

再建計画案が承認されると、SOAの申立人は、裁判所に再建計画の認可を求める申立てを行います。裁判所は、手続上の要件を充足しているか、債権者が決議を行うにあたり必要な情報の提供がなされていたか、再建計画が公平かつ合理的であるか等を考慮し、再建計画を認可するか否かを判断します。裁判所により認可された場合、再建計画は、すべての対象債権者や株主を拘束することになります。

## 2. 会社任意整理手続

### (Corporate Voluntary Arrangement)

#### (1) 概要

CVAは、2016年会社法により導入された制度であり(2016年会社法でCVAが規定された章は2018年3月1日から施行されています。)、会社が債権者との間において債務のカットや弁済方法等について行う合意です。CVAでは、経営陣の事業経営権は失われず、また、裁判所の関与は最小限にとどまるため、迅速かつ低コストで手続が行われます。また、CVAでは、会社に対する債権者の権利行使を禁止するモラトリアムの効果が自動的に発生します。CVAは、非公開会社のみが利用することができ、公開会社はこれを利用することができません。また、その資産上に担保権(charge)を設定している会社もCVAを利用することができません。

#### (2) 手続

##### ① 任意整理案の策定

CVAは、債務者たる会社の取締役が債務のカットや弁済方

法等について定める任意整理案を策定します。この任意整理案を提案するにあたり、取締役は、資格を有する倒産実務家(insolvency practitionerであるnominee)を手続の監督者として指名し(以下「監督者」といいます。)、監督者に対し、任意整理案の内容を記載した書類、会社の債権者・負債・資産の詳細を記載した会社の財産状態に関する書面を提出します。

監督者は、任意整理案が承認され、実行される合理的な見込みがあるか、会社がモラトリアムの期間中に事業を継続するのに十分な資金を有するか、任意整理案につき決議するための債権者集会が招集されるべきかについて、意見書を作成し、取締役に対し提出します。監督者の意見において、任意整理案が実行可能なものとされた場合、会社は任意整理案を裁判所に提出します。

##### ② モラトリアム

任意整理案の裁判所への提出により、自動的にモラトリアムの効力が発生し、債権者の会社に対する権利行使が禁止されます。このモラトリアムの有効期間は28日間ですが、75%以上の債権者、株主及び監督者の同意を得ることにより、60日間まで、延長することができます。

##### ③ 債権者集会、株主集会による承認

監督者は、任意整理案決議のために株主及び債権者の集会を招集します。

株主の集会で過半数の賛成が、債権者集会で債権額の75%以上の賛成が得られた場合、任意整理案は効力を生じ、全債権者を拘束します。監督者は、集会の結果を裁判所に報告する必要がありますが、任意整理案の発効のために、裁判所の決定等は要求されません。

任意整理案が発効すると、監督者はその履行を監督します。

### 3. 更生管財手続(Judicial Management)

#### (1) 概要

JMは、CVAと同様に、2016年会社法により新たに導入された制度であり(2016年会社法でJMが規定された章は2018年3月1日から施行されています。)、裁判所の選任する更生管財人(judicial manager)が再建計画を策定し、債権者及び株主の法定多数の賛成を得て、再建計画を履行する手続です。JMでは、事業運営権は更生管財人に帰属することとなる点、従前の経営陣が事業運営権を維持するSOAやCVAと異なります。また、JMでは、会社に対する権利行使を禁止するモラトリウム効果が自動的に発生します。

#### (2) 手続

##### ① 申立て、暫定的なモラトリウム

JMでは、会社若しくはその取締役、又は債権者が、裁判所に対し、JMの開始及び更生管財人の選任を申し立てます。申立人は、申立てに際し、更生管財人の候補者を指名することが必要です。かかる申立てにより、暫定的なモラトリウム効果が発生し、JMの開始又は棄却の決定がなされるまでの間、債権者は、裁判所の許可なく会社に対し権利を行使することが禁止されます。

##### ② 開始決定、モラトリウム

裁判所は、(i)会社が支払不能であり、又は支払不能になると見込まれ、(ii)JMを開始することにより、会社が再建し、継続企業として事業が保全され、又は清算するよりも債権者の利益に資するものと認められる場合、JMの開始決定を発令し、更

生管財人を選任します。裁判所は、申立人が指名した更生管財人候補者ではなく、他の倒産実務家を更生管財人として指名することもできます。

JMの開始決定が発令されると、その効力は6か月間存続し、裁判所は、更生管財人の申立てにより、さらに6か月間、これを延長することができます。JMの期間中は、モラトリウムの効果が発生し、債権者は裁判所の許可なしに会社に対し権利を行使することが禁止されます。

更生管財人の選任により、会社の経営陣はその権限を喪失し、更生管財人がこれに代わり会社の財産を管理し、事業を運営します。

##### ③ 再建計画の策定、債権者集会による承認

開始決定がなされると、更生管財人は、30日以内に、すべての知れたる債権者に対し、開始決定の通知を送付し、債権者は、通知受領から14日以内に、債権届出書を提出します。

更生管財人は、JMの開始決定から60日以内(裁判所はこの期間を延長することができます。))に、再建計画案を策定し、すべての債権者及び株主に対し送付し、また、債権者集会の招集通知を債権者に対し送付します。債権者集会の招集通知は、開催日の14日以上前に送付される必要があります。

再建計画案は、債権者集会で、出席し議決権を行使した債権者の債権額の75%以上の賛成により承認されます。再建計画案が承認されると、すべての債権者がこれに拘束されることになります。更生管財人は、債権者集会の結果を裁判所に報告します。

再建計画の承認後は、更生管財人は、同計画に従い、会社の事業を運営し、資産を管理する義務を負います。

<3つの手続の特徴>

|           | SOA                                            | CVA                                          | JM                                                |
|-----------|------------------------------------------------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 対象        | 公開会社も可能                                        | 非公開会社に限定                                     | 公開会社も可能                                           |
| 申立て、提案    | 会社、債権者、株主                                      | 会社の取締役                                       | 会社、その取締役、債権者                                      |
| 事業運営権     | 取締役が事業運営権を維持                                   | 取締役が、監督者の監督の下、事業運営権を維持                       | 取締役の事業運営権は失われ、更生管財人に帰属                            |
| モラトリアム    | 一定の要件を充足する場合に、裁判所が制限命令を発する                     | 任意整理案の裁判所への提出により、自動的に発生                      | 手続の申立てにより暫定的なモラトリアムの効果が、手続の開始によりモラトリアムの効果が、自動的に発生 |
| モラトリアムの期間 | 3か月<br>但し、9か月まで延長可                             | 28日<br>但し、60日まで延長可                           | 6か月<br>但し、さらに6か月延長可                               |
| 承認の要件     | 債権者集会では、債権額の75%以上の賛成が必要<br>株主の集会では、75%以上の賛成が必要 | 債権者集会では、債権額の75%以上の賛成が必要<br>株主の集会では、過半数の賛成が必要 | 債権者集会で、債権額の75%以上の賛成が必要                            |

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】



## 破産申立代理人の財産散逸防止義務について

和田 祐以子

Yuiko Wada

PROFILEはこちら

## 1 はじめに

破産手続開始申立の多くは、弁護士を代理人としてなされます。債務者からの依頼を受けて破産手続開始申立の代理人になる弁護士は、委任契約上、その事務処理につき、委任契約上求められるレベルをもって履行し、依頼者の利益を実現する義務を負います。それに加えて、破産手続が、債権者その他の利害関係人の利害や、債務者と債権者との間の権利関係を図ることを目的とする手続である(破産法1条)ことから、破産申立代理人になる弁護士は、依頼者である債務者以外にも多数の債権者や利害関係人の権利関係を適切に調整し、債務者の財産を適正に処理するという役割を担っており、破産目的の実現に資するように行動するという公的な責務も同時に負います(伊藤眞他『条解破産法[第3版]』159頁(弘文堂、令和2年))。

これにより、破産申立代理人は、破産手続を通して、上記義務・責務に基づく行動が要請されます。具体的には、「債務者が偏頗弁済や財産の不当処分等の債権者の利益・平等を損なう行為をしないように指導し、破産財団を構成すべき財産が債務者の行為により不当に減少して債権者に損害が発生しないよう財産保全に努め、可及的速やかに破産手続開始の申立てをして財産を損なうことなく破産管財人に引き継ぐこと」が求められるとされています(田原睦夫＝山本和彦監修・全国倒産処理弁護士ネットワーク編著『注釈破産法[上]』112頁(一般社団法人金融財政事情研究会、平成27年))。

事業再生や破産を含む倒産手続は、債権者の理解と協力なしには成功しません。そのため、弁護士は、債権者に「弁護士が就いて公正性・公平性を確保して手続を進めるのであれば、(いろいろ不満はあるが)倒産手続に協力してやろう。」と

言ってもらえるように、それにより依頼者(債務者)の選択する倒産手続の成功可能性を少しでも上げることができるように努力しています。破産申立代理人の財産散逸防止義務に関する議論・事例を通じて、私たち弁護士が債権者の理解・協力を得るためにどのような点に注意して努力をしているかを御紹介できればと思います。

## 2 財産散逸防止義務の法的根拠

財産散逸防止義務の法的根拠・見解は必ずしも1つに統一されておらず、①債務者と債務者代理人との間の委任契約に求める見解や、②弁護士の公益的役割や破産制度の趣旨を基礎とする債務者代理人の誠実義務に求める見解、③総債権者に対する信義則上の義務に求める見解等が提唱されています。①については、伊藤眞教授が、委任契約を根拠として委任事務の本旨に従い、適時に破産手続開始の申立てをなし、債務者が破産手続により期待する利益、すなわち破産手続開始時の自らの総財産を総債権者に対し公平に分配し、併せて破産免責を取得する利益を実現するよう努める義務を負うとしており(伊藤眞著・全国倒産処理弁護士ネットワーク編著『破産申立代理人の地位と責任』26頁(一般社団法人金融財政事情研究会、平成29年))、財産散逸防止義務の法的根拠を弁護士法1条2項(「弁護士は、…誠実にその職務を行い、社会秩序の維持…に努力しなければならない。」)及び弁護士職務基本規程5条(「弁護士は、真実を尊重し、信義に従い、誠実かつ公正に職務を行うものとする。」)等に求めています(伊藤眞『破産・民事再生法[第4版]』203頁以下(株式会社有斐閣、平成30年))。また、②については、加藤新太郎教授が、弁護士法1条2項に定められる誠実義務を根拠として、

第三者に対する関係でも法的義務と解するのが相当であるとしています(加藤新太郎『破産手続開始申立代理人の財産散逸防止義務』NBL1079号118頁(株式会社商事法務、平成28年))。他方で、④債務者代理人の財産散逸防止義務を否定する見解も、有力に主張されています<sup>1</sup>。

参考として、東京地裁破産・再生部(民事第20部)は、財産散逸防止義務を含む破産事件申立代理人の公平誠実義務について、法令上明文の規定に基づく要請ではないとしながらも、破産制度の趣旨から当然に求められる法的義務であるという見解を出しています(中山孝雄＝金澤秀樹『破産管財の手引』14頁(一般社団法人金融財政事情研究会、平成28年))。

### 3 財産散逸防止義務が争点となった裁判例

破産申立代理人の財産散逸防止義務違反が問われたリーディングケースとして、東京地判平成21年2月13日判時2036号43頁が挙げられます。本件は、破産会社から自己破産の申立を受任した破産申立代理人が、債権者に受任通知を発送しながら、印鑑や通帳類を預からず、2年間申立を遅延させ、代表者が財産を私消し偏頗弁済をするに任せて破産財団を構成すべき財産を減少させたとして、破産管財人から約496万円が請求され、全額が認容されたという事案です。以下に判旨をご紹介します。

「破産手続は、債務者の財産について、債権者による個別の請求・執行を禁止し、債権者に対し法律上の優先順位に従った平等な配当を行うための手続であり、その目的のために、債務者は、破産手続開始とともに破産財団を構成することとなる財産について、破産手続開始の前後を問わず、債権者のために保全することが求められ、偏頗弁済等、債権者の平等を害する行為が禁じられる(破産法160条以下の否認権に関する

規定、同法265条以下の罰則規定を参照)。したがって、債務者から破産申立てを受任した弁護士は、債務者が負担するような責務を果たすべく指導するとともに、債務者に代わりこれらの責務を遂行することにより、早期に債務者をその負担から解放し、もって債務者の利益を実現すると同時に、上記のような破産手続の目的実現に協力するという公益的責務を遂行する者であり、このような立場から、債務者の財産を保全し、可及的速やかに破産申立てを行い、その財産を毀損することなく破産管財人に引き継ぐことが求められるのである。…以上のとおりであるから、破産申立てを受任し、その旨を債権者に通知した弁護士は、可及的速やかに破産申立てを行うことが求められ、また、破産管財人に引き継がれるまで債務者の財産が散逸することのないよう措置することが求められる。これらは、法令上明文の規定に基づく要請ではないが、上述の破産制度の趣旨から当然に求められる法的義務というべきであり、道義的な期待にとどまるものではないというべきである。そして、破産申立てを受任した弁護士が故意又は過失によりこれらの義務に違反して破産財団を構成すべき財産を減少・消失させたときには、破産管財人に対する不法行為を構成するものとして、破産管財人に対し、その減少・消失した財産の相当額につき損害賠償の責めを負うべきものと解する。」

本判決は、破産申立代理人の財産散逸防止義務について、破産制度の趣旨から当然に求められる法的義務であると認めました。本判決が、財産散逸防止義務の根拠をいづれとしているかは解釈が分かれるものの、破産申立代理人の財産散逸防止義務を、道義的責任を超えた法的義務と認めたことに大きな意味があります。なお、本判決は、債務者の財産散逸防止義務と債務者代理人(破産申立代理人)の財産散逸防止義務とを同視していることにつき、疑問点があるという評価もみられますが、本稿では割愛します。

1:ただし、受任通知を発した場合については対象債権者に対し、誠実衡平に対応すべき信義則上の義務を負う場合があると考えられるとしており、全ての財産散逸防止義務を否定するものではないと理解されています(田原睦夫＝山本和彦監修・全国倒産処理弁護士ネットワーク編著『注釈破産法[上]』114頁以下(一般社団法人金融財政事情研究会、平成27年))。

本判決後、破産申立代理人の財産散逸防止義務が争われた裁判例は複数あり(東京地判平成25年2月6日判時2177号72頁、東京地判平成26年4月17日判時2230号48頁、東京地判平成26年8月22日判時2242号96頁等)、近年における注目論点の1つとなっています。

#### 4 破産申立代理人の責任が問われる場面、責任範囲

実際に破産申立代理人の責任が問われる場面について検討します。まず、裁判例でも多く争われる事案として、破産申立代理人の受任後に、債務者(破産者)の財産が費消されてしまった場合が挙げられます。これは、破産申立代理人自身が関与してなされる場合(債務者が法人の場合に通帳等を預からず、預金管理を漫然と債務者に任せていた場合等)と、債務者が行った行為について破産申立代理人の責任が問題となる場合(債務者が破産申立代理人の注意喚起に従わず、財産を流出させた場合等)と、両方のケースが考えられるところ、前者における破産申立代理人の責任と後者における破産申立代理人の責任を同一に考えてよいのかについては、疑問があるところです。

その他には、破産申立代理人が適時適切に行動しなかったことにより、期間制限がある権利を行使できなくなる場合が挙げられます。例えば、破産手続開始申立が正当な理由なく遅延したことにより、本来回収できるはずだった売掛金債権や貸金返還請求権等が消滅時効にかかり、回収できなかったという場合が考えられます。また、債務者が法人の場合、従業員について未払賃金立替払制度(退職日から6か月以内に破産申立が行われないと立替払いの対象とならない。)の利用が可能な場合には、その利用を念頭において行動する必要がある

あり、関係者の権利にも留意が必要です。

他方で、破産申立代理人の義務・責任を追及しすぎると、破産申立代理人を過度に萎縮させることになります。破産申立準備を進める段階においては、破産申立代理人は、あらゆる事項を並行して検討し、即時に困難な判断を重ねていく必要があり、また、通常であれば、可能な限り早急に申立を行うように尽力します。そのため、破産申立代理人において、債務者や関係者に対して十分に説明を行い、申立時期の遅延や財産散逸の防止に注意をしながら申立をするよう努めることは当然に求められるとした上で、破産申立代理人の責任についてはある程度抑制的に考える必要があるものと思料します。申立当時の状況を元に判断した内容が、後になって、客観的に見て不適切だったと評価されることもあり得ますが、迅速な申立の必要性に鑑みると、その当時の資料を基礎として判断した内容に合理性があるならば、破産申立代理人の責任が問われる可能性は低いものと考えます。

#### 5 帰結

破産申立代理人の財産散逸防止義務については、近年、事業再生に携わる弁護士が所属する全国組織の研究会の検討事項として取り上げられたり、裁判例が複数出されたりする等、近時の事業再生分野のホットな論点となっています。破産申立代理人の財産散逸防止義務に関しては様々な見解が出されていますが、法律に明文の根拠がないにもかかわらず、弁護士が財産散逸防止の努力をすべきであること自体を否定する見解はありません。事業再生に携わる弁護士は、このような努力が、事業再生手続に対する債権者等の利害関係者の信頼を確保するために必要不可欠であると理解しているからだと思います。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】



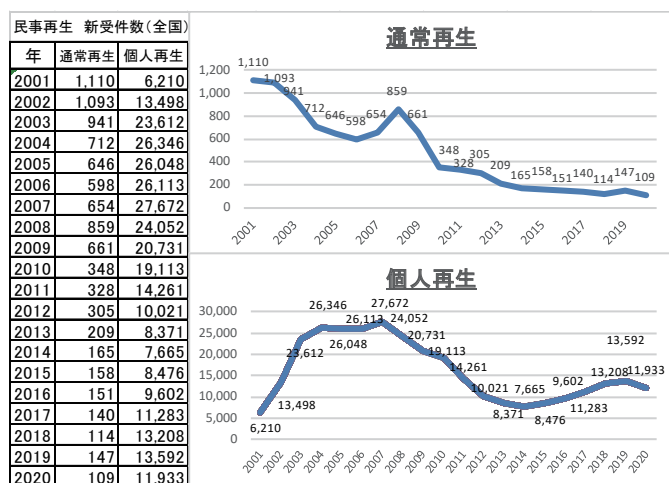
## 連載コラム:コロナ禍での倒産案件の動向①—民事再生編—

## 1 はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大が本格化した2020年4月頃は、メディアなどで、2020年は企業の倒産件数が大幅に増加するのではないか、という予測が少なからず見受けられました。もともと、実際には、企業の倒産、特に民事再生は大きく減少しました。2020年の倒産動向については民間信用情報機関等で発表されていますが、法的倒産案件の具体的な件数に触れたものはあまりみかけないように思いますので、何回かに分けて紹介したく考えています。今回は民事再生編です。

## 2 民事再生の利用状況

民事再生には、①主に企業の事業再生に活用される「通常再生」、及び②個人のみが利用可能な「個人再生」の2種類があります。この2つの手続のこれまでの利用状況は以下のとおりです<sup>2</sup>。



## 3 企業の民事再生(通常再生)

## (1) 2001年から2020年

グラフ(図1)のとおり、通常再生の案件数は2008年(リーマンショック)以降減少傾向となり、2020年には全国で109件とな

1: [https://www.tsr-net.co.jp/news/status/yearly/2020\\_2nd.html](https://www.tsr-net.co.jp/news/status/yearly/2020_2nd.html)

2: 第一東京弁護士会総合法律研究所倒産法研究部編「中小企業のための再生手続活用ハンドブック」31、521頁(2021年、きんざい)

宮本 聡  
So Miyamoto

PROFILEはこちら



り、過去最も低い数字となりました(通常再生には負債総額が5000万円超の個人の民事再生も含まれていることから、通常再生を利用した企業は実際には109よりも少ないと思われます。)

通常再生の減少の理由としては、事業再生ADRや再生支援協議会の事業再生手続の利用が浸透し、民事再生が最後の手段として位置付けられる傾向が強まっていること、コロナ禍にあつては資金繰りに窮した企業が公的資金繰り支援を受けやすくなっていること等が考えられます。

## (2) 2021年1月から8月6日までの動向(速報値)

2021年1月から8月6日までの官報にて公告された東京地裁の通常再生の事件数は35件でした。2020年の東京地裁の通常再生は33件でしたので、2021年の東京地裁の通常再生は2020年よりも増えることが確実であり、今後の推移が注目されます。

## 4 個人再生

グラフ(図1)のとおり、個人再生の案件数は2008年以降減少傾向となるものの、2014年以降は増加傾向に転じており、通常再生とは異なった推移をしています。2020年(11,933件)は前年度(13,592件)に比べて若干減少したものの、それでも利用件数が最も少なかった2014年(7,665件)を大幅に上回っています。個人再生の利用が堅調な理由としては、①個人再生が通常再生に比べ簡易・迅速な手続であること、②個人再生は手続を取っても債務者が所有する自宅を残すことも可能なこと、③個人は、企業と異なって公的な資金繰り支援や再生支援等を受けにくいこと等が考えられます。

次回は「コロナ禍での倒産案件の動向—破産編」の予定です。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。